

愛媛県幸

薆 媛 県 発 行

第1882号

平成19年7月27日金曜日 第1882号

♦	目	次	\Diamond
	規	則	
愛媛県農業改良資金貸付	規則の一部を	改正	する規則 835
	告	示	
知事印(専用公印)の改	刻		836
医療機関の指定			836
指定医療機関の名称の変	更		836
指定医療機関の所在地名	の変更		836
指定医療機関の廃止の届	出		837
指定医療機関の休止の届	出		837
介護機関(居宅介護事業	者)の指定		837
介護機関(居宅介護支援	事業者)の指	定	838
介護機関(特定福祉用具	販売事業者)	の指	定 838
介護機関(介護予防事業	者)の指定		838

介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定 介護員養成研修事業者の指定	
土地改良区役員の就退任の届出(3件)	
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し	841
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更	841
落札者等の告示	842
公告	
ALCOHOMOTOR IN LONG A CAPACITY OF A CAPACITY	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告	842

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示 及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する 協定の適用を受けるものである。

規

○愛媛県規則第31号

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県農業改良資金貸付規則(昭和60年愛媛県規則第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 正 孙 徭

孙 īF 前

(農業改良資金の種類)

- 第2条 農業改良資金の種類は、農業改良措置(農業経営の改善を │第2条 農業改良資金の種類は、農業改良措置(農業経営の改善を 目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業 の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産 若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。)を実施 するのに必要な次に掲げる資金とする。
 - (1)~(10) 省略
 - (11) 次のいずれかに該当する資金

イ 農作業を受託する場合に必要な資金(農地保有合理化担い 手育成地域推進事業実施要領(平成19年3月30日付け18経営 第7333号農林水産事務次官依命通知)に基づき基幹的農作業 を受託する旨の契約を結び、その受託期間の受託料相当額を 貸し付けるものに限る。)

(貸付対象者)

第3条 農業改良資金の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当 │ **第3条** 農業改良資金の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当 する農業者等とする。ただし、第2号及び第3号

に掲げるものにあつては前条第1号から第7号まで及び第11号イ に掲げる資金の貸付けに、第4号及び第6号に掲げるものにあつ ては同条第1号から第7号までに掲げる資金の貸付けに、第5号

(農業改良資金の種類)

- 目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業 の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産 若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。)を実施 するのに必要な次に掲げる資金とする。
- (1)~(10) 省略
- (11) 次のいずれかに該当する資金

イ 農作業を受託する場合に必要な資金(担い手育成農作業受 委託促進事業実施要領(平成16年4月1日付け15経営第6700 号農林水産事務次官依命通知) に基づき基幹的農作業 を受託する旨の契約を結び、その受託期間の受託料相当額を 貸し付けるものに限る。)

(貸付対象者)

する農業者等とする。ただし、第2号から第4号まで及び第6号 に掲げるものにあつては前条第1号から第7号まで及び第11号イ に掲げる資金の貸付けに

、第5号

に掲げるものにあつては同条第 1 号から第 8 号まで及び $\underline{911$ 号P に掲げる資金の貸付けに、第 7 号に掲げるものにあつては同条第 1 号から第 7 号まで及び $\underline{911}$ 号P に掲げる資金の貸付けに限る。

に掲げるものにあつては同条第 1 号から第 8 号まで及び<u>第11号</u> に掲げる資金の貸付けに、第 7 号に掲げるものにあつては同条第 1 号から第 7 号まで及び<u>第11号</u> に掲げる資金の貸付けに限る。 $(1)\sim(7)$ 省略

附 則

(1)~(7) 省略

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1292号

愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)第6条の規定により、知事印(専用公印)を次のとおり改刻した。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

印 影	管守場所	用途	使用開始 年 月 日
調響型車	大洲土木事務所	土木用地登記	平成19年 8月1日

○愛媛県告示第1293号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	指 定年月日
林歯科医院	医療法人 藤 枝 会	今治市旭町三丁目 1 - 20	平成19年 5 月 1 日

植木整形外科	医療法人 植木整形外科	宇和島市堀端町2番5号	平成19年 6月1日
なかの泌尿器科	医療法人なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木 1 番 耕地240番地 1	平成19年 5 月 1 日
こくぶ内科クリ ニック	医療法人 こくぶ内科クリ ニック	八幡浜市松柏乙999番地	平成19年 5月1日
二宮医院	医療法人 二宮医院	八幡浜市保内町宮内 1 番 耕地92番地 1	平成19年 5月1日
たなか内科クリ ニック	医療法人 たなか内科クリ ニック	新居浜市中萩町 1 番38号	平成19年 6月1日
吉松外科胃腸科	医療法人 吉松外科胃腸科	新居浜市田所町3-5	平成19年 6月1日
東若宮中川脳神 経外科クリニッ ク	医療法人 中川クリニック	大洲市東若宮8番地7	平成19年 6月1日
米湊わたなべク リニック	医療法人 宰 愛 会	伊予市米湊1477番地 1	平成19年 6月1日
くらの耳鼻咽喉 科アレルギー科 クリニック	医療法人 くらの耳鼻咽喉 科アレルギー科 クリニック	四国中央市中之庄町284	平成19年 6月1日
山下小児科	医療法人 山 下 小 児 科	西予市宇和町伊賀上1656 番地57	平成19年 6月1日
藤本内科クリニ ック	医療法人 藤本内科クリニ ック	東温市横河原1301番地 3	平成19年 6月1日

○愛媛県告示第1294号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。 平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機 [関 の 名 称	開 設 者 の 氏 名	所 在 地	変更年月日
旧	新	又 は 名 称	M 1± 16	多 史 中 月 日
近藤外科	こんどう外科内科胃腸科クリニック	近 藤 圭治郎	新居浜市田所町 4番70号	平成18年10月 1 日
有限会社西之端薬局	西之端薬局	有限会社西之端薬局	新居浜市中萩町1-5	平成19年4月1日

○愛媛県告示第1295号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。 平成19年7月27日

医療機関の名称	開 設 者 の 氏 名	所 在	地 名	変 更 年 月 日
医惊慨的 10 11 11	又 は 名 称	IΒ	新	友 史 平 月 口
医療法人鎌田産婦人科	医療法人鎌田産婦人科	新居浜市阿島甲1015 - 61	新居浜市阿島一丁目 1 番56号	平成18年10月 1 日
白石歯科医院	医療法人白愛会	新居浜市多喜浜231 - 1	新居浜市多喜浜一丁目 4 番40号	平成18年10月 1 日

○愛媛県告示第1296号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者 又 は	の氏名	名 称	所 在 地	廃 止年月日
伊藤医院	伊藤	蔦	子	上浮穴郡久万高原町有枝 3188	平成19年 4月1日
林歯科医院	藤枝		晃	今治市旭町三丁目 1 - 1	平成19年 5月1日
植木整形外科	植木	隆	平	宇和島市堀端町2番5号	平成19年 6月1日
なかの泌尿器科	中野	吉	朗	八幡浜市保内町喜木 1 番 耕地240番地 1	平成19年 5月1日
こくぶ内科クリ ニック	國分	健	司	八幡浜市松柏乙999番地	平成19年 5月1日
二宮医院	二宮	完	治	八幡浜市保内町宮内 1 - 92	平成19年 5月1日
山中耳鼻咽喉科 医院	山中	康	正	新居浜市若水町二丁目 4 - 26	平成18年 12月 1 日
庄内調剤薬局	株式会が	社ノ	ス	新居浜市庄内町 1 - 14 - 35	平成19年 4月1日
たなか内科クリ ニック	田中	清	宜	新居浜市中萩町 1 番38号	平成19年 6月1日

吉松外科胃腸科 医院	吉	松	泰	彦	新居浜市田所町3-5	平成19年 6月1日
東若宮中川脳神 経外科クリニッ ク	中	Ш		孝	大洲市東若宮8番地7	平成19年 6月1日
米湊わたなべク リニック	渡	邉	英	次	伊予市米湊1477番地 1	平成19年 6月1日
くらの耳鼻咽喉 科アレルギー科 クリニック	藏	野	晃	治	四国中央市中之庄町284 - 4	平成19年 6月1日
山下小児科	Щ	下	万	浩	西予市宇和町伊賀上1656 番地57	平成19年 6月1日
藤本内科クリニック	藤	本	明	彦	東温市横河原1301番地 3	平成19年 6月1日

○愛媛県告示第1297号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	休 止年月日
喜多医師会立内	社団法人喜 多 医 師 会	喜多郡内子町城廻275 -	平成19年
山病院		1	6月1日

○愛媛県告示第1298号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成19年 7 月27日

介護機関(居宅 介護事業者)の 名	主たる事務所の所 在 地	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	指定年月日
医療法人かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635番地 2	かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635番地 2	平成19年5月1日
医療法人かまくら歯科クリニ ック	伊予郡松前町鶴吉806番地	かまくら歯科クリニック	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成19年 5 月 1 日
医療法人平林胃腸クリニック	今治市河南町二丁目 6 番20号	平林胃腸クリニック	今治市河南町二丁目 6 番20号	平成19年 5 月 1 日
社団法人全国社会保険協会連合会	東京都港区高輪三丁目22番12 号	宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町二丁目 1 番37号	平成19年 6 月 1 日
医療法人なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 240番地 1	なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 240番地 1	平成19年 5 月 1 日

株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	グループホーム上の茶屋	 新居浜市西の土居町二丁目 8 番15号	平成19年 6 月19日
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	グループホーム下の茶屋	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	平成19年 6 月19日
株式会社リ・ライフ	大洲市徳森248番地	リ・ライフ	大洲市徳森248番地	平成19年 6 月 1 日
社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地 1	伊予市社協中山訪問介護事業 所	伊予市中山町出渕 2 番耕地13 8番地 1	平成19年7月1日
社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地 1	伊予市社協双海訪問介護事業 所	伊予市双海町上灘甲5821番地 6	平成19年 7 月 1 日
有限会社スローライフ	四国中央市川之江町字馬場20 83番 4	まちなか	四国中央市川之江町字馬場20 83番 4	平成19年7月2日

○愛媛県告示第1299号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護支援事業者)を次のように指定した。 平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅)介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	指定年月日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	14 化 平 万 口
株式会社リ・ライフ	大洲市徳森248番地	居宅介護支援事業所リ・ライ フ	大洲市徳森248番地	平成19年 6 月 1 日

○愛媛県告示第1300号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(特定福祉用具販売事業者)を次のように指定した。 平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(特定福祉 用具販売事業者)	主たる事務所の	特定福祉用具販売	指定年月日	
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
株式会社リ・ライフ	大洲市徳森248番地	リ・ライフ	大洲市徳森248番地	平成19年 6 月 1 日

○愛媛県告示第1301号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成19年 7 月27日

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介護予防事業	を行う事業所	指定年月日
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
医療法人かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635番地 2	かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635番地 2	平成19年 5 月 1 日
医療法人かまくら歯科クリニ ック	伊予郡松前町鶴吉806番地	かまくら歯科クリニック	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成19年 5 月 1 日
社会福祉法人宇和島市民共済会	宇和島市和霊元町一丁目5番 27号	指定通所介護事業所老人デイ サービスセンターいこい	宇和島市和霊元町一丁目 5 番 27号	平成19年 6 月 4 日
医療法人なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 240番地 1	なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 240番地 1	平成19年5月1日

株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	グループホーム上の茶屋	新居浜市西の土居町二丁目 8 番15号	平成19年 6 月19日
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	グループホーム下の茶屋	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	平成19年 6 月19日
株式会社ふじ	新居浜市久保田町一丁目8番 12号	デイサービスセンターふじ	新居浜市久保田町一丁目8番 12号	平成19年 6 月 1 日
株式会社サン	新居浜市久保田町一丁目 8 番 12号	株式会社サン訪問介護サービス	新居浜市久保田町三丁目 3 番 28号	平成19年 5 月 1 日
株式会社サン	新居浜市久保田町一丁目8番 12号	デイサービスセンターサン	新居浜市中須賀町一丁目4番 25号	平成19年 5 月 1 日
株式会社サン	新居浜市久保田町一丁目8番 12号	株式会社サン福祉用具貸与サ ービス	新居浜市中須賀町一丁目4番 25号	平成19年 6 月 1 日
医療法人恕風会	大洲市徳森1512番地 1	介護老人保健施設長浜ひまわり	大洲市柴甲1422番地 3	平成19年 6 月 1 日
医療法人恕風会	大洲市徳森1512番地 1	介護老人保健施設ひまわり	大洲市徳森1580番地 1	平成19年 6 月 1 日
医療法人恕風会	大洲市徳森1512番地 1	大洲記念病院	大洲市徳森1512番地 1	平成19年 6 月 1 日
医療法人恕風会	大洲市徳森1512番地 1	ヘルパーステーションひまわ り	大洲市徳森1512番地 1	平成19年 6 月 1 日
医療法人恕風会	大洲市徳森1512番地 1	訪問看護ステーションひまわ り	大洲市徳森1512番地 1	平成19年 6 月 1 日
特定非営利活動法人ふくふく の会	越智郡上島町弓削上弓削3番地	デイサービスふくふくの会	越智郡上島町弓削上弓削3番地	平成19年 6 月22日
有限会社ケアサポートいずみ	北宇和郡鬼北町大字永野市98 番地 1	有限会社ケアサポートいずみ	北宇和郡鬼北町永野市98番地 1	平成19年 6 月27日
社会福祉法人潤和会	西条市周布326番地	デイサービスセンターなごみ	西条市周布326番地	平成19年 6 月 8 日
社会福祉法人潤和会	西条市周布326番地	指定短期入所生活介護事業所なごみ	西条市周布326番地	平成19年 7 月 1 日
えひめ中央農業協同組合	松山市千舟町八丁目128番 1	デイサービスセンターももの	伊予市上野580番地	平成19年 6 月29日
社会福祉法人伊予市社会福祉 協議会	伊予市米湊723番地 1	伊予市社協中山訪問介護事業所	伊予市中山町出渕 2 番耕地13 8番地 1	平成19年7月1日
社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地 1	伊予市社協双海訪問介護事業所	伊予市双海町上灘甲5821番地 6	平成19年7月1日
有限会社スローライフ	四国中央市川之江町字馬場20 83番 4	まちなか	四国中央市川之江町字馬場20 83番 4	平成19年 7 月 2 日

○愛媛県告示第1302号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関(地域包括支援センター)を次のように指定した。 平成19年 7 月27日

介 護 機 関 (地 域 またる事務所の 包括支援センター)		介護予防支援事	業を行う事業所	指定年月日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
鬼北町	北宇和郡鬼北町大字近永800 番地 1	鬼北町地域包括支援センター	北宇和郡鬼北町近永800番地 1	平成19年 4 月 1 日
大洲市	大洲市大洲690番地の 1	大洲市地域包括支援センター	大洲市大洲690番地の 1	平成19年 6 月 1 日

○愛媛県告示第1303号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)を次のように指定した。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(特定介護予防 福祉用具販売事業者)	主たる事務所の	特定介護予防福祉用具	販売事業を行う事業所	指定年月日
の 名 称	所 在 地	名称	所 在 地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
株式会社サン	新居浜市久保田町一丁目 8 番 12号	株式会社サン福祉用具貸与サ ービス	新居浜市中須賀町一丁目 4 番 25号	平成19年 6 月 1 日

○愛媛県告示第1304号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護員養成研修事業者 の名称又は氏名	介護員養成研修事業者 の所在地又は住所	研修の課程	指 定年月日
医療法人三津整形外科	愛媛県松山市古三津三 丁目5番5号	訪問介護に 関する2級 課程	平成19年 7月12日

○愛媛県告示第1305号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市河原津土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出が あった。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	伊藤	栄三郎	西条市河原津新田甲12	1番地 7

○愛媛県告示第1306号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 三津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届 出があった。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	内藤	始	松山市中須賀二丁目3-5	
"	長平良	公 司	松山市中須賀二丁目 2 - 10	
"	岩城	宏光	松山市古三津一丁目16 - 17	
"	西本	努	松山市中須賀二丁目 5 - 11	
"	乗 松	尚照	松山市古三津一丁目27 - 12	
監事	岡田	久 輝	松山市古三津六丁目 2 - 24	
"	井村	昌 輝	松山市中須賀一丁目4-27	

退任

役員の種類	氏	名	住 所
理事	内藤	始	松山市中須賀二丁目3-5
"	長平良	公 司	松山市中須賀二丁目 2 - 10
"	岩城	宏光	松山市古三津一丁目16 - 17
"	西 本	努	松山市中須賀二丁目 5 - 11
"	乗 松	尚照	松山市古三津一丁目27 - 12
監事	岡田	久 幸	松山市古三津一丁目 6 - 31
"	井村	昌 輝	松山市中須賀一丁目 4 - 27

○愛媛県告示第1307号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 石手川北部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	山下	新	松山市食場町288 - 1	
"	岡宮	涉	松山市上伊台町864	

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	宮	本	仕	郎	松山市上伊台町1877 - 2
,,	,	白	石	信	夫	松山市上伊台町133
,,	,	重	松	_	広	松山市下伊台町1733 - 2
,,	,	神	野		健	松山市下伊台町1196
,,	,	中	Ш	孝	_	松山市下伊台町801
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	景	浦		寿	松山市下伊台町574
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	寺	本	弘	道	松山市上伊台町841
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	野	本		昇	松山市祝谷六丁目1211
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	面	田	正	毅	松山市石手二丁目 8 - 13
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	高	市	峰	雄	松山市菅沢町甲313
,,	,	乗	松	政	文	松山市福角町甲228
,,	,	桐	木		孝	松山市福角町甲796 - 2
,,	,	石	丸	庄	佐	松山市権現町甲32
,,	,	谷	П	史	人	松山市堀江町甲1445 - 10
,,	,	高	橋		元	松山市福角町甲591
,,	,	光	宗		毅	松山市福角町甲1737
"	,	柳	原		厚	松山市福角町甲524 - 1
"	,	上	松	保	夫	松山市東大栗町甲650 - 2
"	,	上	松	勝	典	松山市東大栗町甲746
"	,	西	崎	政	利	松山市客甲260
"	,	樋	野	彰	彦	松山市客甲514 - 1
"	,	和	泉	正	幸	松山市西谷甲501
"	,	松	永	定	良	松山市磯河内甲529
"	,	大	野		誠	松山市磯河内甲433
監	事	野	本		仁	松山市菅沢町甲307
"	,	光	宗	宏	忠	松山市東大栗町甲773
"	,	竹	松	慎	吾	松山市鴨之池137

"	吉	畄	純	治	松山市上伊台町878 - 1
"	宮	本	仕	郎	松山市上伊台町1877 - 2
"	白	石	信	夫	松山市上伊台町133
"	重	松	_	広	松山市下伊台町1733 - 2
"	神	野		健	松山市下伊台町1196
"	中	Ш	孝	_	松山市下伊台町801
"	景	浦		寿	松山市下伊台町574
"	Щ	下		新	松山市食場町288 - 1
"	野	本		昇	松山市祝谷六丁目1211
"	面	田	正	毅	松山市石手二丁目 8 - 13
"	西	崎	伸	承	松山市上伊台町744
"	高	市	峰	雄	松山市菅沢町甲313
"	乗	松	定	雄	松山市福角町甲1691 - 3
"	桐	木		孝	松山市福角町甲796 - 2
"	石	丸	庄	佐	松山市権現町甲32
"	谷		史	人	松山市堀江町甲1445 - 10
"	柳	原		弘	松山市福角町甲1405 - 2
"	石	丸	正	樹	松山市権現町甲128 - 1
"	上	松	正	明	松山市東大栗町643
"	窪	田		進	松山市東大栗町943 - 1
"	西	崎	政	利	松山市客甲260
"	重	野	信	秀	松山市西谷甲295
"	高	智	八	郎	松山市客甲533
"	Щ	П	Ξ	郎	松山市磯河内甲526
"	Ξ	神		茂	松山市小川甲20
監 事	野	本		仁	松山市菅沢町甲307
"	上	松	保	夫	松山市東大栗町甲650 - 2
"	竹	松	慎	吾	松山市鴨之池137

退任

役員の種類	役員の種類 氏		住	所
理事	乗 松	敏 夫	松山市福角町甲235 - 2	

○愛媛県告示第1308号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売	ı) t	ば	ਣੇ	人		売 り さ ば き 所	取消年月日
番号	住	所	氏	名 又	は 名	称		双角牛月口
大第 2号			大洲地区	《食品衛生協 》	会		八幡浜市北浜1丁目3番37号 八幡浜保健所内	平成19年 6 月28日

○愛媛県告示第1309号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号) 第5条第6項の規定により告示する。

平成19年7月27日

指定	売 リ) さ	ば き	人	变	更	事	項	変更許可
番号	住	所	氏名	又は名称	新			IΒ	年月日
八第 13号	八幡浜市北浜1丁目3	3番37号	八幡浜大洲地	区食品衛生協会	売りさばき人 八幡浜市北浜1丁目3番 八幡浜大洲地区食品衛生	_	売りさばき人 八幡浜市北浜1 ⁻ 八幡浜地区食品		平成19年 5月22日

本のとばもに	キャナルナに	1
売りさばき所	売りさばき所	
八幡浜市北浜 1 丁目 3 番37号	八幡浜市北浜1丁目3番37号	
八幡浜保健所内	八幡浜保健所内	

○愛媛県告示第1310号

次のとおり落札者を決定した。 平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
教育情報通信ネットワークシステム 運用管理業務 一式	愛媛県教育委員会 事務局教育総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成19年 6 月21日	富士通株式会社松山支店 废媛県松山市永代町13 番地	3 ,675 ,000円	一般競争入札	平成19年 5 月11日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年7月27日

申請年月日	特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名			主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年7月13日	特定非営利活動法人 四国福祉事業支援機構	菊 池 京	子	松山市朝生田町六丁目 2番48号ア ゲコウビル 3 F	この法人は、「人」が夢と希望を持ち、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、高齢者・児童・身障者福祉の向上を図り、福祉社会実現に向けた調査研究及びまちづくりに関する提言及び情報提供に関する事業を行い、不特定多数の利益に寄与することを目的とする。